

交	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

運 免 第 7 2 号
令 和 4 年 4 月 2 1 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの交付等について

これまで、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシール（以下「シール」という。）の交付等については、「運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの交付等について」（令和3年3月16日付け運免第1150号。以下「旧通達」という。）に基づき行ってきたところであるが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き交付等を実施することとしたので、事務処理上誤りのないように対応されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 シールの利用目的

シールをマイナンバーカードケースに貼付することにより、マイナンバーカードと一体的に提示が可能となり、運転経歴証明書本体を携帯していなくても、当該証明書が交付済であることが証明されるもの。

2 シールの交付要領等

(1) シールの交付希望確認

各免許業務窓口において、運転経歴証明書の交付を受けようとする者に対し、別添1「チラシ」及び別添2「貼付方法資料」を活用してシールの紹介を行い、交付希望を確認の上、運転経歴証明書交付申請書下欄にその有無を記載すること。

なお、代理人による手続の場合は、別添3、4「委任状」を徴収して添付すること。

その際、委任状は、本様式によらず申請者が用意したものでも可とする。

(2) シールのみでの交付希望

ア 既に運転経歴証明書の交付を受けている者が、シールの交付を希望する場合は、当該者の運転経歴証明書を確認した上で受理するものとし、運転経歴証明

書に記載された交付年月日、照会番号、免許証番号、氏名、生年月日等を確認すること。

なお、警察署で受理した際は、運転経歴証明書交付申請書を送付する自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）へ、当該事項を連絡すること。

イ 既にシールの交付を受けた者が、亡失等によりシールの再交付を希望する場合は、前記アと同様に運転経歴証明書を確認した上で受理するものとし、紛失により運転経歴証明書が確認できない場合は、運転経歴証明書の再交付申請と同時に受理すること。

(3) シールの作成

シールは、運転経歴証明書に記載された氏名を運転経歴証明書交付申請書や免許台帳ファイリングシステムで確認の上、各試験場で作成する。

その際、各試験場では、「運転経歴証明書交付申請書」及び別記様式1「運転経歴証明書交付済シール交付管理簿」に必要事項を記載し、シールの管理番号と交付対象者を照合できるようにしておくこと。

(4) シールの交付方法

ア 各試験場

シールには、必ず油性ペンを使用して、運転経歴証明書に記載された氏名と同一の氏名を署名欄に記入してから交付するか、又は交付後にその場で本人に記入させること。

なお、本人に記入させた場合は、運転経歴証明書に記載された氏名と同一の氏名が記入されていることを確認すること。

イ 警察署

試験場から送付されたシールの氏名が、運転経歴証明書に記載された氏名と同一であることを確認の上、交付すること。

ウ シール交付済に関する記載

シールを交付する際は、運転経歴証明書の裏面備考欄最下段に交付年月日及び一連番号を記載の上、運転経歴証明書本体とともに交付すること。

なお、マイナンバーカードのケース紛失等によりシールのみを再交付する際は、紛失したシールの交付年月日及び一連番号を抹消し、新たなシールの交付年月日及び一連番号記載すること。

3 その他

- (1) 本シールの交付を契機として、新規にマイナンバーカードの取得者を増やす目的があることから、シールの交付を希望する時点でマイナンバーカードを取得している必要はなく、マイナンバーカードの取得確認を行う必要もないことに注意すること。
- (2) 各試験場においては、月ごとのシールの交付状況及び残枚数を翌月10日までに

別記様式 2 「運転経歴証明書交付済シール交付実績報告」により、メールで運転免許課免許係宛に報告すること。

- (3) 各免許業務窓口にチラシ（別添 1）等を掲示するなど、当該シールに関する広報を積極的に行うこと。
- (4) 交付場所の拡大等、運用の在り方について、県民又は事業者等から要望があった場合には、運転免許課免許係まで報告すること。

担当：運転免許課免許係

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

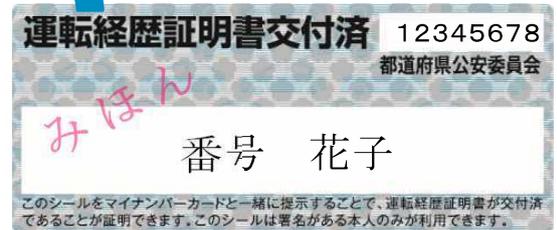
シールの使い方

- 1 シールの署名欄に、油性ペンで、運転経歴証明書に記載されている**氏名を記入**してください。
- 2 お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

＜マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所＞



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

警察庁・青森県警察

お問合せ先：運転免許課（電話番号：017-782-0081）

「運転経歴証明書交付済シール」の貼付方法について

1.

マイナンバーカードをカードケースに入れます。

【注意】

マイナンバーカードに直接貼らないこと



2.

運転経歴証明書交付済シールに署名します。

【注意】

油性ペンを使用すること



マス目が2列の場合
マス目より上に貼る

3.

カードケース裏面の右図破線部分へ貼り付けます。

【注意】

シールの接着面に触らないこと。ケースのホコリや油分、手垢などの汚れを拭き取ってから貼付すること



マス目が3列の場合
2列目より上に貼る

一度貼ると、剥がせません。

貼り位置がずれないようにご注意ください。

4.

貼付後、シールを上からしっかりと押して圧着してください。



委任状

青森県公安委員会 殿

私は、 年 月 日に、運転免許証を
申請取消(自主返納)
失効 しました。

このたび、運転経歴証明書を申請したいと思いましたが、自分は現在、
入院中(病名等)
寝たきり
足が不自由で、公共交通手段を使えない
その他()

の理由により、申請窓口に行くことができません。

運転経歴証明書申請に関する手続きのすべてを、

家族(間柄)

親戚(間柄)

その他(関係)

である

住所

氏名

に委任し、裏面のとおり運転経歴証明書申請に必要な書類等を渡しましたので、申請を受理していただくようお願いいたします。

年 月 日

住所

氏名

生年月日

年 月 日

誓約書

私は、上記の者から、運転経歴証明書の代理申請手続を委任されましたが、運転経歴証明書の申請は申請者自らの意思であることに間違いありません。

年 月 日

代理人氏名

委任状

青森県公安委員会 殿

私は、 年 月 日に、運転経歴証明書の交付を受けました。
このたび、運転経歴証明書交付済シールを申請したいと思いましたが、自分は現在、
入院中(病名等)
寝たきり
足が不自由で、公共交通手段を使えない
その他()

の理由により、申請窓口に行くことができません。

運転経歴証明書交付済シールの申請に関する手続のすべてを、

家族(間柄)

親戚(間柄)

その他(関係)

である

住 所

氏 名

に委任し、確認に必要な運転経歴証明書を渡しましたので、申請を受理していただくようお願いします。

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

誓 約 書

私は、上記の者から、運転経歴証明書交付済シールの代理申請手続を委任されましたが、運転経歴証明書交付済シールの申請は申請者自らの意思であることに間違いありません。

年 月 日

代理人氏名

別記様式 2

運転経歴証明書交付済シール交付実績報告

試験場
担当：

令和 年度（ 月分）

前回報告時残数	枚
総 交 付 枚 数	枚
新規交付	枚
再 交 付	枚
誤 記 数	枚
残 数	枚

※ 運転経歴証明書交付済シール交付管理簿の写しを添付すること。